



熊本県公報

号外 第 8 号
平成 21 年 5 月 29 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
○熊本県一般職の職員等に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 一般職の職員に対して平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額することとした。(第 1 条―第 4 条関係)
- 2 知事等の特別職に対して平成 21 年 6 月に支給する期末手当の額を暫定的に減額することとした。(第 5 条―第 7 条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 21 年 5 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 39 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 1 1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 15 条の 5 第 2 項及び第 3 項並びに第 15 条の 6 第 2 項の規定の適用については、第 15 条の 5 第 2 項中「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 125、」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」とあるのは「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」と、「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」と、第 15 条の 6 第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 82.5」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

附則第 13 項を次のように改める。

- 1 3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 2 項の規定の適用については、第 16 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、第 17 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」とする。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年熊本県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

- 第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 160、」を「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 160、」に改める。

- 附則第 2 項を次のように改める。
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定の適用については、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項中「100 分の 160、」とあるのは「100 分の 145、」とする。
(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)
- 第 4 条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成 15 年熊本県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。
- 第 6 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 160」を「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 160、」に改める。
- 附則第 2 項を次のように改める。
- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 160、」とあるのは「100 分の 145、」とする。
(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)
- 第 5 条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 (昭和 27 年熊本県条例第 111 号) の一部を次のように改正する。
- 第 4 条ただし書中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 160」を「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 160、」に改める。
- 附則に次の 1 項を加える。
- 5 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条の規定の適用については、同条ただし書中「100 分の 160、」とあるのは「100 分の 145、」とする。
(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)
- 第 6 条 熊本県教育長等の給与等に関する条例 (昭和 63 年熊本県条例第 21 号) の一部を次のように改正する。
- 第 4 条ただし書中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 160」を「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 160、」に改める。
- 附則に次の 1 項を加える。
- 6 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 4 条の規定の適用については、同条ただし書中「100 分の 160、」とあるのは「100 分の 145、」とする。
(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)
- 第 7 条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 (昭和 28 年熊本県条例第 11 号の 2) の一部を次のように改正する。
- 第 5 条ただし書中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 160」を「100 分の 140、」とあるのは「100 分の 160、」に改める。
- 附則に次の 1 項を加える。
- 5 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 5 条の規定の適用については、同条ただし書中「100 分の 160、」とあるのは「100 分の 145、」とする。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。